
企業会計基準委員会の活動状況 日本基準の開発

I. 本資料の目的

1. 本資料では、第 52 回企業会計基準諮問会議（2024 年 11 月 29 日開催）の後の企業会計基準委員会の活動状況のうち、日本基準の開発について報告する。

II. 日本基準の開発**日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組み****（金融商品会計（金融資産の減損））**

2. 前回の企業会計基準諮問会議では、ステップ 4¹に係る次の(1)から(3)の論点についてはオプションを設ける方向性で議論が進んだ一方、(4)及びステップ 5 に関する論点については議論が継続していること、また、ステップ 4 に関するこれまでの審議の状況を整理したうえで、金融商品会計基準等の体系の再提案及び今後の審議の進め方（ステップ 6）について審議を行い、ステップ 6 に関する審議を開始していることをご報告した。
 - (1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定
 - (2) 複数シナリオの考慮を含めた結果の確率加重
 - (3) 実効金利法に関連する論点（金融商品の測定に関する論点を含む。）
 - (4) 満期保有目的の債券及びその他有価証券に分類される債券
3. 前回の企業会計基準諮問会議以降、前項(4)に関する論点については議論が継続中であるが、同時並行的に、ステップ 5 に関して一般事業会社における取扱いに関する検討を

¹ 以下の 6 つのステップに分けた基準開発（公開草案の公表まで）を行っている。

ステップ 1：ECL（IFRS 基準）と CECL（米国会計基準）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択
ステップ 2：金融機関の貸付金に適用される会計基準（国際的な比較可能性を確保することを重視し、

国際的な会計基準と遜色がないと認められる会計基準、すなわち、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準）の開発

ステップ 3：ステップ 2 を採用する金融機関の貸付金以外への適用の検討

ステップ 4：ステップ 2 を採用しない金融機関に適用される会計基準（IFRS 第 9 号を出発点として、適切な引当水準を確保したうえで実務負担に配慮した会計基準）の開発

ステップ 5：一般事業会社に関する検討

ステップ 6：公開草案の公表

継続しつつ、ステップ6に関してIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の定めを取入れ方等に関する検討を行っている。

その他の主な会計基準の開発

(金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い)

4. 2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」(以下「論点整理」という。)を公表している。当該論点整理については2022年6月8日に締め切っており、16件のコメントが寄せられた。
5. 第47回企業会計基準諮問会議(2023年3月1日開催)以後は、審議を行っていない。

(四半期報告書制度の見直しへの対応)

6. 前回の企業会計基準諮問会議では、次の(1)について審議を行い、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発を行うことを決定したことをご報告した。また、次の(2)については第528回企業会計基準委員会(2024年6月20日開催)より、審議を開始している。
 - (1) 企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「四半期会計基準等」という。)と企業会計基準第33号「中間財務諸表に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第32号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」(以下合わせて「中間会計基準等」という。)を統合した会計基準等の開発の要否
 - (2) 中間会計基準等に関連する他の会計基準等の修正への対応
7. 第535回企業会計基準委員会(2024年10月29日開催)では、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した期中会計基準等の開発にあたっての基本的な方針として、企業の報告の頻度(年次、半期、又は四半期)によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することを提案した。また、中間会計基準等において経過措置として定められた取扱いについては、次の取扱いとすることを提案した。
 - (1) 簡便的な会計処理(一般債権の貸倒見積高の算定及び未実現損益の消去)
簡便的な会計処理として認める。
 - (2) 切放し法(有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法)
洗替え法を原則とする。ただし、例外的な取扱いとして従来から切放し法を採用していた企業においては切放し法の継続適用を認め、その旨を注記する。

8. また、第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）では、他の企業会計基準及び企業会計基準適用指針における四半期及び中間の取扱いについて、期中会計基準等などに取り込むことを提案している。

（上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い）

9. 第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する組合等への出資に関して、VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定した。第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）より審議を行い、2024 年 9 月 20 日に移管指針公開草案第 15 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」を公表した。
10. 2024 年 11 月 20 日に公開草案のコメントを締め切っており、14 件のコメントが寄せられた。第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

（バーチャル PPA に係る会計上の取扱い）

11. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、バーチャル PPA（Power Purchase Agreement）に関して現在我が国において行われている一般的な取引形態で用いられている取引を前提に需要家の観点から優先度の高い論点に範囲を限定した当面の会計上の取扱いについて検討を行うことを決定した。
12. 第 533 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催）より審議を行っている。

（後発事象に関する会計基準）

13. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、2024 年 6 月 21 日に公表した「継続企業及び後発事象に関する調査研究」（以下「調査研究」という。）における実務指針等の移管に係る実行可能性及び企業会計基準諮問会議からの報告を踏まえ、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて後発事象に関する会計基準の開発を再開することを決定した。
14. 第 537 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 3 日開催）より審議を行っている。

（継続企業に関する会計基準）

15. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、調査研究における実務指針等の移管に係る実行可能性の評価を踏まえた企業会計基準諮問会議からのテーマ提

言を受け、日本公認会計士協会が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて継続企業に関する会計基準の開発を行うことを決定した。

16. 第 541 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 17 日）より審議を行っている。

（繰延資産に係る会計上の取扱い）

17. 第 531 回企業会計基準委員会（2024 年 8 月 20 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正を新規テーマとして取り上げることを決定した。本テーマについては、今後、他のプロジェクトの状況及び当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

（譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化）

18. 第 538 回企業会計基準委員会（2024 年 12 月 25 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化を新規テーマとして取り上げることを決定した。本テーマについては、今後、当委員会のリソースの状況を踏まえて検討を開始することを予定している。

（年次改善プロジェクト）

19. 年次改善プロジェクトでは、原則として年 1 回、4 月 1 日を基準日として、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準等の要変更事項の確認作業を行い、必要に応じて複数の企業会計基準等の改正又は修正をまとめて行っている。
20. 2024 年年次改善プロジェクトに関して、第 527 回企業会計基準委員会（2024 年 6 月 5 日開催）より審議を行い、会計基準等の定めを実質的に変更しない形式的な変更を行う修正については、2024 年 11 月 1 日に会計基準等の修正を公表し、また、実質的に内容の変更を伴う改正については、2024 年 11 月 21 日に公開草案「2024 年年次改善プロジェクトによる企業会計基準等の改正（案）」を公表した。
21. 上記の公開草案については 2025 年 1 月 20 日にコメント募集を締め切っており、5 件のコメントが寄せられた。第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）以降、公開草案に寄せられたコメントへの対応について検討している。

（令和 7 年度税制改正への対応）

22. 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置の一環として創設される防衛特別法人税に係る規定を含む「所得税法等の一部を改正する法律」（以下「改正税法」という。）の法案が国会で審議中である。これを受け、改正税法が 2025 年 3 月 31 日までに成立した場合を想定し、主として 2025 年 3 月 31 日に決算日を迎える企業における防衛特別法人税

の取扱いについて。2025 年 2 月 20 日に補足文書「2025 年 3 月期決算における令和 7 年度税制改正において創設される予定の防衛特別法人税の税効果会計の取扱いについて」を公表している。

以 上